

議案第 3 4 号

調布市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 8 年 8 月 2 4 日

提出者 調布市教育委員会

教育長 栗 原 健

提案理由

調布市教育委員会事務局の職について、教育支援センター長の職を設置するため、提案するものです。

調布市教育委員会規則第 号

調布市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

調布市教育委員会事務局処務規則（昭和 56 年調布市教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 4 項及び第 6 条第 3 項中「主幹、担当課長補佐」を「主幹、教育支援センター長、担当課長補佐」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。

調布市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前												
○調布市教育委員会事務局処務規則 昭和56年4月22日教育委員会規則第2号 第1条から第2条まで 略 (職の設置) 第3条 部に部長及び次長を、課に課長(室長を含む。以下同じ。)を、係に係長を置く。 2 課に、次の表に定めるところにより、担当課長を置く。 <table border="1"> <tr> <th>課</th><th>担当課長</th></tr> <tr> <td>教育総務課</td><td>施設担当課長</td></tr> <tr> <td>指導室</td><td>学校教育担当課長 教育支援担当課長</td></tr> </table> 3 課に課長補佐を置くことができる。 4 事務局又は部に参事及び副参事を、部又は課に担当課長、主幹、<u>教育支援センター長</u>、担当課長補佐、副主幹(統括指導主事を含む。)、主査(指導主事を含む。)及び主任を置くことができる。 5 前各項に規定するもののほか、必要な職を置くことができる。 第4条から第5条まで 略 第6条 参事の職務は、おおむね次の各号に掲げるところによる。 (1) 上司の命を受け、教育委員会全体及び全市的な視野から担当事務の企画立案をすること。 (2) 担当事務の目標及び実施方針を設定すること。 2 副参事の職務は、おおむね次の各号に掲げるところによる。 (1) 上司の命を受け、教育委員会及び市政の基本方針、部の方針に基づき、担当事務の企画立案をすること。 (2) 担当事務に関連する事務を処理すること。 3 担当課長、主幹、<u>教育支援センター長</u>、担当課長補佐及び副主幹の職務は、おおむね次の各号に掲げるところによる。	課	担当課長	教育総務課	施設担当課長	指導室	学校教育担当課長 教育支援担当課長	○調布市教育委員会事務局処務規則 昭和56年4月22日教育委員会規則第2号 第1条から第2条まで 略 (職の設置) 第3条 部に部長及び次長を、課に課長(室長を含む。以下同じ。)を、係に係長を置く。 2 課に、次の表に定めるところにより、担当課長を置く。 <table border="1"> <tr> <th>課</th><th>担当課長</th></tr> <tr> <td>教育総務課</td><td>施設担当課長</td></tr> <tr> <td>指導室</td><td>学校教育担当課長 教育支援担当課長</td></tr> </table> 3 課に課長補佐を置くことができる。 4 事務局又は部に参事及び副参事を、部又は課に担当課長、主幹、<u> </u>担当課長補佐、副主幹(統括指導主事を含む。)、主査(指導主事を含む。)及び主任を置くことができる。 5 前各項に規定するもののほか、必要な職を置くことができる。 第4条から第5条まで 略 第6条 参事の職務は、おおむね次の各号に掲げるところによる。 (1) 上司の命を受け、教育委員会全体及び全市的な視野から担当事務の企画立案をすること。 (2) 担当事務の目標及び実施方針を設定すること。 2 副参事の職務は、おおむね次の各号に掲げるところによる。 (1) 上司の命を受け、教育委員会及び市政の基本方針、部の方針に基づき、担当事務の企画立案をすること。 (2) 担当事務に関連する事務を処理すること。 3 担当課長、主幹、<u> </u>担当課長補佐及び副主幹の職務は、おおむね次の各号に掲げるところによる。	課	担当課長	教育総務課	施設担当課長	指導室	学校教育担当課長 教育支援担当課長
課	担当課長												
教育総務課	施設担当課長												
指導室	学校教育担当課長 教育支援担当課長												
課	担当課長												
教育総務課	施設担当課長												
指導室	学校教育担当課長 教育支援担当課長												

改正後	改正前
(1) 上司の命を受け、教育委員会及び市政の基本方針並びに部及び課の方針に基づき、担当事務の企画立案等を行うこと。 (2) 担当事務に関連する事務を処理すること。	(1) 上司の命を受け、教育委員会及び市政の基本方針並びに部及び課の方針に基づき、担当事務の企画立案等を行うこと。 (2) 担当事務に関連する事務を処理すること。

附 則（令和 8 年 8 月 日教委規則第 号）
この規則は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。